厚科審第 10 号令和5年3月7日

予防接種・ワクチン分科会長 脇 田 隆 字 殿

> 厚生科学審議会長 福 井



「予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱」、「感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生 労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有す るものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正 する省令案要綱」、「予防接種実施規則の一部を改正する省令の一部を改正する省 令案要綱」及び「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について (指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通 知)一部改正案」について(付議)

標記について、令和5年3月7日付け厚生労働省発健0307第1号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。

厚生労働省発健 0 3 0 7 第 1 号 令 和 5 年 3 月 7 日

厚生科学審議会長 福井 次矢 殿

諮問書

予防接種法(昭和23年法律第68号)第24条第1号、第4号及び第5号の規定に基づき、別紙1「予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱」、別紙2「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」、別紙3「予防接種実施規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案要綱」及び別紙4「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)一部改正案」について貴会の意見を求めます。

予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 予防接種法施行令の一部改正

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う場合において、 予防接種の勧奨及び予防接種を受ける

努力義務に関する予防接種法の規定は、 五歳以上六十五歳未満の者であって、 新型コロナウイル ス感染症

に係る予防接種を既に二回受けたものに対しては、 心臓、 腎臓、 肝臓又は呼吸器に慢性の 機能の障害を有

する者等及びその者の保護者を除き、 適用しないものとすること。 (本則関係)

第二 施行期日

この政令は、令和五年五月八日から施行すること。(附則関係)

う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の 施行に伴

た同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱

第一 感染症 の予防及び感染症 の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の 部の 施行に伴

項

の規定によりなおその効力を有するものとされた同

令第三条の規定による改正 前 の予防接種実施規則 0 部 改正

う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四

新型コ 口 ナ予防接種の第 一期追加接種として、 コ 口 ナウイル ス修飾ウリジンRNAワクチン S A R

S C О V | 2 (令和四年一月二十一日に医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の 確保等に

関する法律 (昭和三十三年法律第百四十五号。以下 「法」という。)第十四条の承認を受けたもののう

ち、 最初に当該承認を受けたものであって、 ファムトジナメランを含まないものに限る。) を接種する

場合の方法について、 初回接種 の終了後から の接種 間隔を五月以上から三月以上に変更すること。

新型 コ 口 ナウイ ル ス感染症に係る予防接種 位の令和 匹 年秋開始接種 \mathcal{O} 実施方法に、 一・三ミリリットル

の生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン $(SARS-C \circ V-2)$ (令和

ジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)を初回接種又は第一期追加接種のうち、 四年一月二十一日に法第十四条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ト 被接

種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、 接種量は、

〇・二ミリリットルとする方法を加えること。

三 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一 期追加接種及び第二期追加接種に関する規定を削る

ح کے

兀 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和五年春開始接種は、 次に掲げるいずれかの方法によ

り行うものとすること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和三年五月二十一日に

法第十四条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むもの又はエラソ

が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、 メラン及びダベソメランを含むものに限る。)を初回接種又は令和四年秋開始接種のうち、 接種量は、 被接種者

五ミリリットルとする方法

(二) 一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン 令和四年秋開始接種のうち、 を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。) S―CoV―2)(令和四年一月二十一日に法第十四条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認 に注射するものとし、 接種量は、〇・二ミリリットルとする方法 被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回 を初回接種又は S A R |筋肉

内

(三) て 一 びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。) を初 法第十四条の承認を受けたもの 回接種又は令和四年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおい コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン 回筋肉内に注射するものとし、 (最初に当該承認を受けたものを除く。) であって、トジナメラン及 接種量は、〇・三ミリリットルとする方法 $(SARS-C \circ V-2)$ (令和四年一月二十一日に

(四) ち、 組換えコ 被接種 ロナウイルス 者が最後に受けたものの終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、 $(SARS-C \circ V-2)$ ワクチンを初回接種又は令和四年秋開始接種のう

接種量は、

○・五ミリリットルとする方法

五. 各号の注射に相当するものについては、 イルス感染症に係る注射であって、 おその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則附則第七条第 を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりな 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和五年春開始接種を行うに当たっては、 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一 当該注射を初回接種と、 附則第八条第 項の注射に相当するも 新型コロナウ 一項 部

のに

ついては、

当該注射を令和四

[年秋開始接種とみなすこととする。

六 (-)新型コ 内 法第十四条の承認を受けたものであって、 メラン及びダベソメランを含むものに限る。) を初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉 に注 コロ ナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和三年五月二十一日に 射するものとし、 ロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種の方法から以下の 接種量は、 ○・五ミリリットルとする方法 エラソメラン及びイムエラソメランを含むもの又は ものを削ること。 エラソ

(___) 法第十四条の承認を受けたもの コロ ナウイ ル ス修飾ウリジンRNAワクチン (最初に当該承認を受けたものを除く。) であって、トジナメラン及 (SARS-C o V $\stackrel{|}{\stackrel{2}{\stackrel{}}}$ (令和四年一月二十一日に

びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。) を初

回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリッ

トルとする方法

(三) 組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔をお

7 て一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、○・五ミリリットルとする方法

第二 施行期日

この省令は、 令和五年五月八日から施行すること。ただし、一及び二の事項は同年三月八日から、三の

事項は同年四月一日から施行すること。

予防接種実施規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案要綱

第一 予防接種実施規則の一部を改正する省令の一部改正

第一 回目の接種時に十二歳となる日の属する年度の初日から十五歳に至るまでの間にある者に対するヒ

トパピローマウイルス感染症の定期の予防接種の実施方法に、 組換え沈降九価ヒトパピローマウイル ス様

粒子ワクチンを五月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、 接種量は、 毎回〇・五ミリリッ

トルとする方法を加えること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」 (令和三年二月十六日付け厚

生労働省発健〇二一六第一号厚生労働大臣通知)一部改正案

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施期間を令和六年三月三十一日まで延長すること。

新型コ ロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種において使用するワクチンに、 コ 口 ナ

ウイル ス修飾ウリジンRN Aワクチン (SARS-C o V 2 (令和四年一月二十一日にファイザー株

式会社 が 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法 1律第1 百四

十五号。 以下「法」という。)第十四条の承認を受けたもののうち、 最初に当該承認を受けたものであっ

て、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)を加え、その対象者を五歳以上十二歳未

満の者とすること。

 \equiv 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種において組換えコロナウイルス(SA

R S C oV-2) ワクチン (令和四年四月十九日に武 田薬品工業株式会社が法第十四 | 条 の 承認を受けた

ŧ のに限る。)を使用する場合の対象者について、 現在は 「十八歳以上の者」としているところ、「十二

歳以上の者」とすること。

ること。

五. 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種において使用するワクチンから、

のものを削ること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—СoV—2)(令和三年五月二十一日に武

田薬品工業株式会社が法第十四条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又

はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)

(__) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和四年一月二十一日にフ

アイザー株式会社が法第十四条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。)であって

トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むもの

に限る。)

(三) 組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン(令和四年四月十九日に武田薬品工業株式

会社が法第十四条の承認を受けたものに限る。)

六 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和五年春開始接種において使用するワクチン及びその対

象者は以下のとおりとすること。

は 合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。) 上六十五歳未満 田薬品工業株式会社が法第十四条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又 エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)とし、 コ ロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和三年五月二十一日に武 の者にあっては、 基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場 その対象者を十二歳以上の者(十二歳以

ジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)とし、その対象者を五歳以上十二歳未満の者 ア (基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が イザー コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和四年一月二十一日にフ 株式会社が法第十四条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ト

とする。

認めるものに限る。)とする。

(三) 並 有するものその他 に限る。)とし、 ァイザー株式会社が法第十四条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。)であって びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)とする。 トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むもの コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和四年一月二十一日にフ その対象者を十二歳以上の者 新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの (十二歳以上六十五歳未満の者にあっては、 基礎疾患を

(四) 症 五歳未満の者にあっては、 会社が法第十四条の承認を受けたものに限る。)とし、その対象者を十二歳以上の者(十二歳以上六十 化リスクが高 組換えコロナウイルス (SARS―CoV―2) ワクチン (令和四年四月十九日に武田薬品工業株式 いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)とする 基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重

七 この 通知 は、 令和五. 年五 月八日から適用すること。ただし、一から三の事項は同年三月八日から、 四 の

事項は同年四月一日から適用すること。